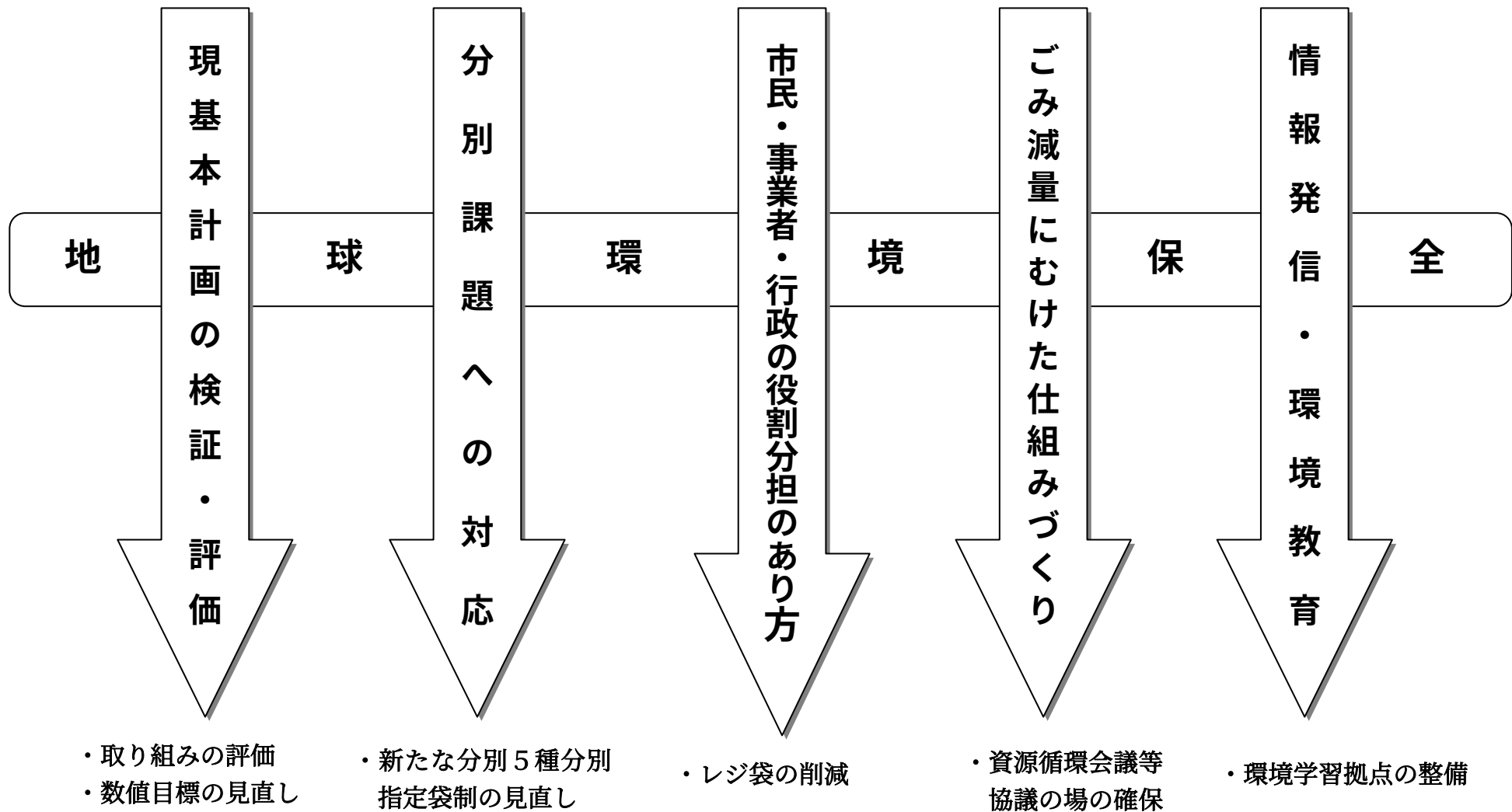


八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）策定に関する動き

- 平成 07 年 06 月 容器包装リサイクル法制定
家庭ごみ全体のうち、容積で約 6 割、重量で約 2 割を占める
一般廃棄物の排出量が増大し、最終処分場の残余年数もひっ迫している状況から、
容器包装による廃棄物の減量と再生資源としての有効活用を進める
個別リサイクル法としては初の法律
- 平成 12 年 04 月 容器包装リサイクル法完全施行
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装及び紙製容器包装の追加
- 平成 13 年 05 月 廃棄物処理法に基づく基本方針
①できる限り廃棄物の排出を抑制
②廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う
③適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保する。
⇒一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量を平成 22 年度までに平成 9 年度のおおむね半分に削減する
- 平成 15 年 09 月 八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）策定
基本理念：環境にやさしいコミュニティを形成し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進め、『ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまち』を構築する
- 平成 17 年 02 月 京都議定書発効
平成 20 年から平成 24 年までの各年の温室効果ガスの排出量の平均を、基準年（1990 年）の 6%削減（平成 16 年度実績からは 14%削減）
- 平成 17 年 02 月 中央環境審議会の意見具申
- 平成 17 年 05 月 意見具申を受けた廃棄物処理法に基づく基本方針の改正
廃棄物・リサイクル行政の目的が、これまでの公衆衛生の向上や公害問題の解決から循環型社会の形成へと変遷していることを踏まえ、3R に重点を置いた最適なリサイクル・処理システムを構築していくこと
- 平成 17 年 06 月 八尾市循環型社会形成推進地域計画策定
- 平成 18 年 03 月 八尾市総合計画・基本計画（後期計画）策定
基本施策：廃棄物の減量化・リサイクルの推進
廃棄物等の適正・効率的な処理の推進
- 平成 18 年 06 月 改正容器包装リサイクル法制定
都道府県分別収集促進計画・市町村分別収集計画の策定
分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡し
- 平成 18 年 06 月 八尾市一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬許可制度開始
- 平成 18 年 10 月 環境マネジメントシステム（KES）実践活動開始
- 平成 19 年 02 月 気候変動に関する政府間パネル第 4 次評価報告書作業部会報告書
「地球温暖化は確実に進み、その原因は人間活動とみてまず間違いない。」
「今後も気温上昇は続き、実害に直結する。」
「今が次世代に生きた地球を残せるかどうかの瀬戸際だ。」
- 平成 19 年 02 月 第 3 期八尾市廃棄物減量等推進審議会
- 平成 19 年 03 月 KES・ステップ 2 認証取得予定

八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（平成 15 年 9 月策定）



八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の見直し

八尾市廃棄物減量等推進審議会答申 概要

1. 諮問日 平成12年3月27日

2. 答申日 平成14年2月28日

3. 審議会構成 宮南会長（大阪府立大学名誉教授）他学識経験者 4名
市民・事業者団体等代表 11名
公募市民委員 5名

4. 審議会開催回数

(1) 全体会議（答申、処理施設視察を除く） 13回

(2) 専門部会（2部会） 各2回

5. 答申概要

(1) 答申の内容

八尾市が取り組むべき一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する基本的方策等

(2) 基本理念

「環境にやさしいコミュニティ」を形成することによる、『ごみゼロ、資源が循環するまち』づくり

(3) 基本方針

① 排出者が自覚と責任を持つ社会の構築

② グリーン・コンシューマーの育成

③ 市民、事業者及び行政の協働

④ 持続的に発展可能な経済システムの構築

⑤ ごみの減量と資源の循環に主眼をおいたごみ処理・処分システムの整備

⑥ 豊かな環境の保全

(4) 目標

① 将来目標

ごみの最終処分量（埋立処分量）ゼロ

② 計画策定目標

目標年次を平成18年度と平成23年度に設定し、新たな施策を講じなかったとした場合の将来予測量に対し、資源を除くごみの量をそれぞれ20%、40%抑制

(5) 目標達成に向けた主な施策

① パートナーシップの構築

ア. 資源循環会議（仮称）の設置

イ. 情報発信・環境教育の基地とネットワークの整備

- ウ. 全庁的な取り組みの推進
- エ. 大阪市を始めとした周辺自治体との連携

②持続的に発展可能なシステムへの転換

- ア. 拡大生産者責任（EPR）の確立
- イ. 事業者の資源有効利用の推進
- ウ. 事業者の自主回収の促進
- エ. 再生品の需要の拡大

③循環型システムの構築

- ア. 市民、事業者及び行政の責任分担と協調
- イ. 市民、事業者の自主的な活動の支援
- ウ. 資源回収ルートの整備
- エ. 生ごみの資源化の推進
- オ. 効率的・効果的なごみ処理体制の構築
- カ. ごみ減量基金制度の創設

④安全・安心なごみ処理

- ア. 有害危険ごみの見直し
- イ. 処理施設の計画的整備と環境学習拠点の整備
- ウ. 最終処分量の削減
- エ. ストックヤードの整備
- オ. 有害物質対策の推進
- カ. 不適正処理の防止

⑤減量・資源化施策

- ア. 多量排出事業所への指導の強化
- イ. 事業系ごみの減量・資源化を推進するための経済的手法の検討
- ウ. ごみ減量推進員（仮称）の設置
- エ. 環境教育・啓発の推進
- オ. レジ袋削減運動の推進
- カ. 分別収集の拡充

(6)そ の 他

ごみ減量・リサイクルの推進施策の一環としての、ごみ処理に関する費用の負担のあり方については、今後の状況の推移を見極めた後、審議会で改めて検討

八環事第120号

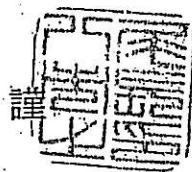
平成12年3月27日

八尾市廃棄物減量等推進審議会

会長 宮 南 啓 様

八 尾 市 長

柴 谷 光 謹



八尾市の一般廃棄物の減量及び適正処理等
に関する基本的方策について（諮問）

資源循環型都市を目指した街づくりを進めるため、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基
づく「八尾市ごみ処理基本計画」の策定にあたり、同
計画の基本的な事項及び市民、事業者、行政の役割と
負担のあり方等を含めた総合的かつ体系的な方策につ
いて、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。



八 廃 審 第 1 9 号

平成14年2月28日

八尾市長 柴谷 光謹 様

八尾市廃棄物減量等推進審議会

会 長

宮南 浩

一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する
基本的方策について（答申）

平成12年3月27日付八環事第120号により、当審議会
に対して諮問された事項について、別紙のとおり答申いたしま
す。

八尾市廃棄物減量等推進審議会 答申

一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する基本的方策について

平成14年2月28日

八尾市廃棄物減量等推進審議会

八尾市廃棄物減量等推進審議会 資料

平成14年2月28日

八尾市廃棄物減量等推進審議会

八尾市廃棄物減量等推進審議会答申 概要

1. 諮問日 平成14年12月13日
2. 答申日 平成15年 6月25日
3. 審議会構成 会長：宮南 啓 大阪府立大学名誉教授
副会長：吉田 弘之 大阪府立大学教授
学識経験者（会長、副会長含む） 6名
市民・事業者団体等代表 10名
公募市民委員 5名
4. 審議会開催回数（答申日は含まない） 3回
5. 市民意見募集 平成14年11月25日から平成14年12月24日まで
6. 答申概要
 - (1) 答申の内容
八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）及び施策実施に向けて検討・留意すべき事項
 - (2) 基本理念
「環境にやさしいコミュニティ」を形成することによる、『ごみゼロ、資源が循環するまち』づくり
 - (3) 基本方針
 - ①排出者が自覚と責任を持つ社会の構築
 - ②グリーン・コンシューマーの育成
 - ③市民・事業者・行政の協働
 - ④持続的に発展可能な経済システムへの転換
 - ⑤ごみの減量・資源循環の仕組みの整備
 - ⑥豊かな環境の保全
 - (4) 目標
 - ①将来目標
ごみの最終処分量（埋立処分量）ゼロ
 - ②計画策定目標
目標年次を平成18年度と平成23年度に設定し、新たな施策を講じなかったとした場合の将来予測量に対し、資源類を除くごみの量をそれぞれ20%、40%抑制
 - (5) 目標達成に向けた主な施策
 - ①パートナーシップの構築

- ア. 資源循環会議（仮称）の設置
- イ. 情報発信・環境教育のネットワークの整備
- ウ. 全庁的な取り組みの推進
- エ. 大阪市との協力
- オ. 自治体の連携による施策の推進

②持続的に発展可能なシステムへの転換

- ア. 拡大生産者責任（EPR）の確立
- イ. 事業者の資源有効利用の推進
- ウ. 自主回収の促進
- エ. 再生品の需要の拡大

③循環型システムの構築

- ア. 責任分担と協調
- イ. 市民、事業者の自主的な活動の支援
- ウ. 再資源化ルートの確立
- エ. 生ごみの資源化の推進
- オ. 効率的・効果的なごみ処理体制の推進と指導啓発体制の確立
- カ. 法制度の研究
- キ. 費用負担のあり方の研究
- ク. エコ基金制度の創設

④安全・安心なごみ処理

- ア. 蛍光灯・電池類の拠点回収の実施
- イ. 危険廃棄物の適正排出
- ウ. 情報発信基地と環境学習拠点の機能を持つ中間処理施設の整備
- エ. 焼却灰等の減量・資源化
- オ. スtockヤードの整備
- カ. 有害物質対策の推進
- キ. 不適正処理の防止
- ク. 広域処理体制の研究

⑤事業系ごみの減量・資源化施策

- ア. （多量排出事業所への）減量計画書の作成の義務付け
- イ. （多量排出事業所への）廃棄物管理責任者の設置の義務付け
- ウ. 事業所への立入指導
- エ. 経済的手法による減量・資源化の推進

オ. 事業所向けの啓発活動や研修会の実施

キ. 効率的かつ柔軟な収集運搬制度

⑥家庭系ごみの減量・資源化施策

ア. ごみ減量推進員（仮称）の設置

イ. 環境教育・啓発の推進

ウ. レジ袋削減運動の推進

カ. 分別収集の拡充

キ. 新指定袋制度への転換

(6) 施策を進めるに当たって検討・留意すべき事項

①市民、事業者との交流に努め、良好なコミュニティを形成した上で積極的に推進すること

②改正後の廃棄物処理法等の関係法令との整合性を失しないように十分留意すること

③事業系一般廃棄物について、行政のスリム化、ごみの減量・再資源化の推進及び排出事業所の利便性向上等を図る観点から、一般廃棄物収集運搬業の許可制度を導入することは有力な選択肢と考えられる。なお、導入するにあたっては、優良な事業者の新規参入と不適正な事業者の排除を担保できるよう、厳正で公正な制度となるよう留意すること

④ごみの中間処理施設（リサイクルプラザ）については、住民にとって不可欠な施設であるばかりでなく、循環型社会を形成するために必要な施設であるため、できるだけ早急に整備を進めること



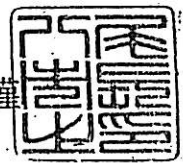
八環政第142号

平成14年12月13日

八尾市廃棄物減量等推進審議会 会長 様

八 尾 市 長

柴 谷 光 謹



八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）

について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を別添案のとおり作成することについて、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編） （案）

八尾市



八 廃 審 第 4 号

平成15年6月25日

八尾市長 柴谷 光謹 様

八尾市廃棄物減量等推進審議会

会 長

宮南 浩

八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)について (答申)

平成14年12月13日付八環政第142号により、当審議会に対して諮問された事項について、別紙のとおり答申いたします。

なお、計画に掲げる施策を進めるにあたっては、下記の事項に充分留意し、検討を加えたうえで実施されるよう要望いたします。

記

1. 市民、事業者との交流に努め、良好なコミュニティを形成した上で積極的に推進すること
2. 改正後の廃棄物処理法等の関係法令との整合性を失しないように十分留意すること。
3. 事業系一般廃棄物について、行政のスリム化、ごみの減量・再資源化の推進及び排出事業所の利便性向上等を図る観点から、一般廃棄物収集運搬業の許可制度を導入することは有力な選択肢と考えられる。なお、導入するにあたっては、優良な事業者の新規参入と不適正な事業者の排除を担保できるよう、厳正で公正な制度となるよう留意すること。
4. ごみの中間処理施設(リサイクルプラザ)については、住民にとって不可欠な施設であるばかりでなく、循環型社会を形成するために必要な施設であるため、できるだけ早急に整備を進めること。

八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編） （答申）

八尾市廃棄物減量等推進審議会